

保証制度のポイント

財務体質強化保証(ホールド8000)

1 保証対象者 県内に事業所を有する個人（青色申告書に限る）および法人のうち、下記の資格要件に該当するものを対象とする。

2 資格要件

(1) 与信取引	申込金融機関にプロパー残高があること（割引・貸越枠含む）
(2) 金融機関の取組姿勢	申込企業を育成支援し、今後も継続取引の方針であること
(3) 申込人の経営姿勢	経営課題解決に取り組む意欲のある先、または、業容拡大等の事業成長を見込む先など

3 保証限度額 8,000万円
（ただし、月商の2か月以内。なお、特別な場合にあっては、月商の5倍を上限とする。）
※「特別な場合」とは、財務要件（EBITDA有利子負債倍率15倍以内）を満たすこと。

$$\text{EBITDA有利子負債倍率} = \frac{\text{（借入金+社債-現預金）}}{\text{減価償却前営業利益}}$$

※財務体質強化保証（トラスト3000）と合算して8,000万円を上限とする。

4 資金使途 運転資金

5 保証期間 3年以内
※原則として一括返済

ココをチェック!!

当面返済不要な運転資金を調達することができます。

6 その他 ※セーフティーネット保証の併用利用が可能です。

保証限度額について

ホールド8000の保証限度額（月商による上限含む）はトラスト3000の残高と合算して判断します。詳細は、以下（例1）～（例3）をご参照ください。

（例1）平均月商が1,000万円の場合 ⇒ 月商による上限：2,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
2,000万円	0円
1,000万円	1,000万円

（例2）平均月商が3,000万円の場合 ⇒ 月商による上限：6,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
3,000万円	3,000万円

（例3）平均月商が1,600万円かつ、EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内の場合
⇒ 月商による上限：8,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
3,000万円	5,000万円

【旧債の借換可否判定表】

可否	申請制度	旧債
○	普通保証/ホールド8000	保証付借入金
×	セーフティーネット保証/ホールド8000	保証付借入金
○	普通保証/ホールド8000	普通保証/トラスト3000
○	普通保証/ホールド8000	普通保証・セーフティーネット保証/ホールド8000
×	普通保証・セーフティーネット保証/ホールド8000	プロパー旧債